

新うどん県泊まってかがわ割 取扱マニュアル

【旅行者向け】



新うどん県泊まってかがわ割事務局

TEL : 087-823-5011 FAX : 087-823-5013

事務局営業時間 : 月曜～金曜、10時～17時

(土日祝、年末年始※12/29～1/3休業)

メールアドレス : kagawa-wari@bsec.jp

公式HP : <https://www.new-kagawa-wari.com>

1. はじめに～「新うどん県泊まってかがわ割」の実施にあたって～

香川県では、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ旅行需要を喚起するため、県民を対象とした県内旅行（日帰り旅行含む）への助成を行うとともに、土産物店や観光施設等で利用可能なクーポン券を発行する県内宿泊等促進事業を実施します。

※本マニュアルは、速やかな事業実施を行うため、変更する場合があります。
最新版のマニュアル等については、随時、事務局ホームページをご確認ください。

☀️ 新うどん県泊まってかがわ割とは？ 🌈

香川県内在住の方の県内旅行を対象に、旅行・宿泊代金の最大50%割引（上限5,000円/人泊、日帰りの場合は上限5,000円/人）と土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる上限2,000円分の「新かがわ割クーポン」を配布するキャンペーンです。
なお、本キャンペーンは観光庁の「地域観光事業支援」を活用しています。

クーポン取扱店舗について



このポスター
及びステッカー
が目印です



■目次

1.はじめに	1
2.新うどん県泊まってかがわ割キャンペーンについて	2
3.キャンペーン適用商品の購入等について	3
4.「新うどん県泊まってかがわ割」のスキームについて	5
5.旅行・宿泊代金の割引イメージ	6-7
6.補助対象となる旅行割引プラン及び補助金額	8
7.その他の注意事項等について	9
8.新かがわ割FAQ	10-11
巻末.新かがわ割クーポン対象外一覧	12

2. 「新うどん県泊まってかがわ割キャンペーン」について

1. 実施概要

《実施期間》

宿泊旅行: 令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)(令和4年1月1日(土)チェックアウト分)まで

日帰り旅行: 令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)旅行分まで

予約対象期間: 令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)予約分まで **【NEW】**

※対象期間中に、県内の感染症の状況が国の分科会が示すステージⅢ相当以上と知事が判断した場合は、本事業を休止することとし、直ちにその旨を周知致します。

○対象: **香川県民限定**(香川県の在住証明を提出できる者)

○香川県内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の**50%**を割引(**上限5,000円/人泊**) 《7月27日から開始》

※上限5,000円を下回る旅行代金の場合は**1円単位での割引**(小数点切り捨て)

※1人当たりの旅行代金が**2,000円未満は本事業対象外**

○加えて宿泊・日帰り旅行に対して**旅行先**で使える**新かがわ割クーポン**を配付《7月27日から開始》

○本事業は、観光庁の「地域観光事業支援」を活用しています。

○連泊制限は**2連泊まで** 利用回数の**制限なし**

新かがわ割適用例



《新かがわ割クーポンについて》

県内の土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関などにおいて、**旅行期間中に限り**使用可能。

※令和3年7月27日(火)～令和3年8月31日(火)の旅行について利用有効期間は、**令和3年8月31日(火)までとします。**(※新かがわ割クーポン施設はGoto参画登録施設であり、新かがわ割に参画承認を受けている施設に限る)

【令和3年8月30日(火)の連泊及び8月31日(水)の宿泊については、上記利用有効期間まで適用】【8月31日を以て終了】

《通常通りのクーポン有効期間》・**宿泊旅行: 宿泊日及びその翌日**・**日帰り旅行の場合: 旅行当日**

○2泊3日旅行の場合の有効期間

○日帰り旅行の場合の有効期間

9/1
(宿泊)

9/2
(宿泊)

9/3

9/1
(日帰り)

・1枚1,000円単位で配付する紙クーポン

※1人当たりの旅行代金が

4,000円以上・・・2,000円分クーポン配付 2,000円以上4,000円未満・・・1,000円分クーポン配付

3.キャンペーン適用商品の購入等について

(1)キャンペーン適用商品の購入、利用について

※旅行参加時、宿泊施設チェックイン時等に、香川県在住であることの確認をさせていただきます。

○予約方法は・・・

①宿泊施設へ直接手配



②旅行会社へ手配依頼



③OTA(Online Travel Agent)からの予約経由

参画事業者一覧はキャンペーン公式HP (<https://www.new-kagawa-wari.com/>)にてご確認ください。

⇒新かがわ割事務局へ参画承認を受けた事業者が対象

⇒各事業者に割引支援金上限があります。**適用が可能かどうか必ず予約元事業者へご確認ください。**

(2)新かがわ割対象商品・対象外商品

宿泊旅行・日帰り旅行

※宿泊施設は本事業参画宿泊施設を利用することが条件となります。

対象

素泊まり、1泊朝食付き、1泊2食付き
(※2連泊まで新かがわ割対象)

旅行中に限り利用できる
観光施設の入場券等がセットの商品

1人泊あたり2,000円以上の宿泊代金
1人あたり2,000円以上の日帰り旅行商品

じゃらん 楽天トラベル るるぶトラベル経由の手配
(※クーポン取得が必須です。詳しくは各公式HPへ)

参画宿泊施設の直接予約(※支援金上限あり)
(※対象外プランもあります。詳しくは各公式HPへ)

参画旅行代理店への手配(※支援金上限あり)
(※対象外プランもあります。詳しくは各公式HPへ)

初期の旅行代金に含まれている
入湯税や施設使用料

【NEW】

旅行代理店から販売されている日帰り旅行商品

※詳しくは次ページにて

対象外

旅行商品の特典として付いてくる
QUOカード、ビール券付きプラン

JRチケット単品など、送迎のみの商品

1人泊あたり2,000円未満の宿泊代金
1人あたり2,000円未満の日帰り旅行商品

旅行商品の予約のキャンセル料

香川県外の行程を含む日程の旅行商品
(立ち寄る、行き抜ける等)

宿泊代金に含まれていない駐車場代
(駐車場込宿泊プランは対象)

初期の旅行代金に含まれていない
入湯税や施設使用料(当日現地払い分)

旅行代理店から販売されていない日帰りプラン
(個人手配のバスや観光施設等)

3.旅行代理店手配の日帰り旅行商品の新かがわ割適用例(10月9日改正)

(1)日帰り観光のみ手配でも新かがわ割適用OK!!

※観光施設や食事施設2箇所以上必須



(2)貸切バスやフェリーや観光タクシー等を含む日帰り観光も適用OK!!

※観光施設や食事施設1箇所以上必須



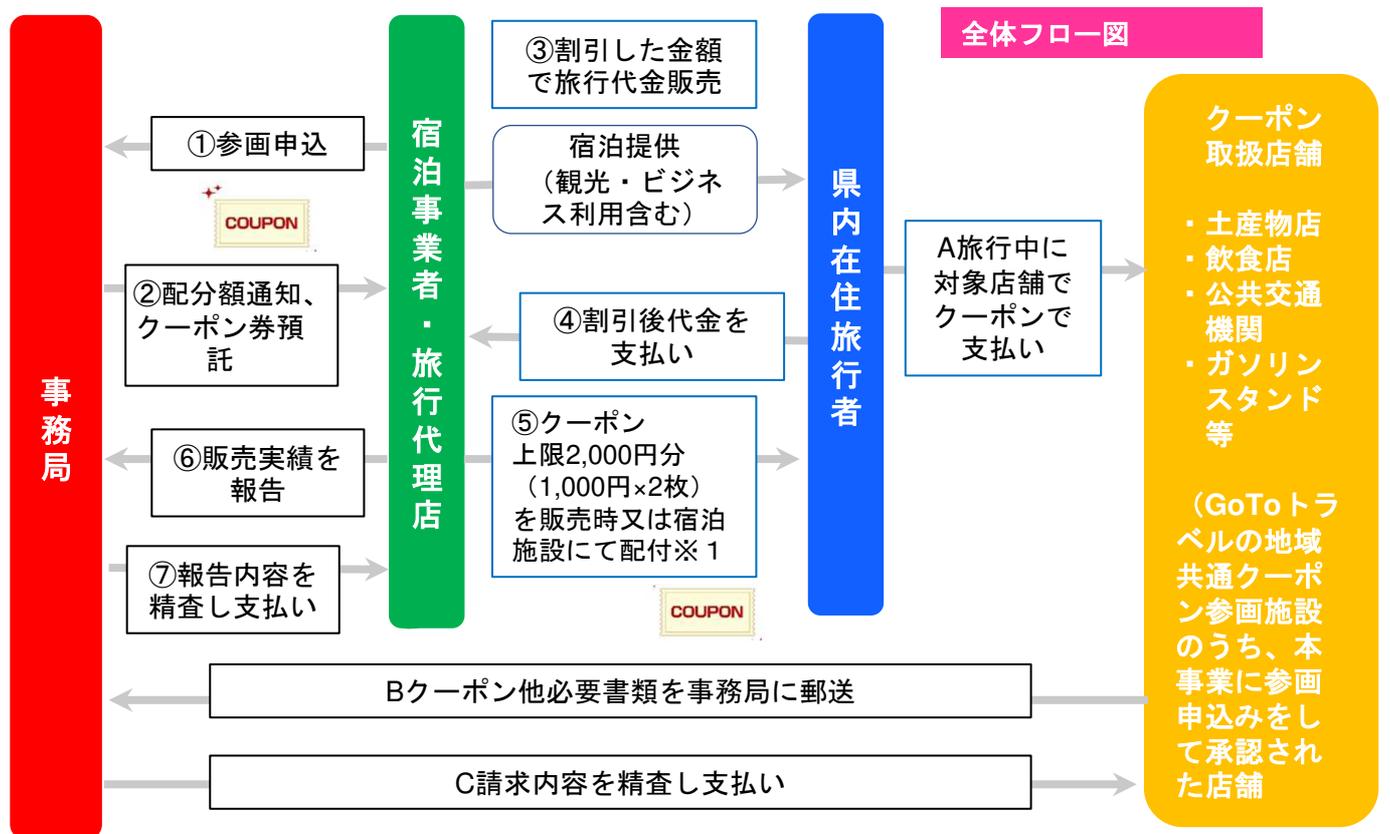
※適用条件※

- ① 県内のご旅行に限ります。
- ② 新かがわ割に参画されている旅行代理店経由の手配であることが必須となります。
- ③ 観光地又は観光施設や食事施設など2箇所以上（うち1箇所は観光地又は観光施設を含む）に立ち寄る商品については、運送サービスの手配を含まないものも可となります。

旅行代理店での日帰り旅行商品適用具体例

No	適用可否	日帰り手配内容 (※観光・・・無料・有料問わず)			備考 ※要行程表提出
①	○	マイカー	食事	観光(無料・有料問わず)	
②	○	マイカー	遊覧船	食事	※県内行程のみ
③	○	マイカー	ロープウェイ	食事	※県内行程のみ
④	×	マイカー	A宿泊施設での入浴	A宿泊施設での食事	※同一施設内のみで完結する場合は不可
⑤	×	マイカー	食事	食事	※食事2回をみの行程は不可
⑥	×	マイカー	A施設の入場券	A施設内での食事	※同一施設内のみで完結する場合は不可
⑦	×	マイカー	A宿泊施設での食事		※観光や食事施設など2箇所以上無いため不可
⑧	×	JR個札	食事	観光(無料・有料問わず)	※JR個札は適用不可。ただし、換金性が無い契約乗車券は適用可
⑨	○	レンタカー※注	食事or観光(無料・有料問わず)		※レンタカーが旅行会社手配であれば適用可
⑩	○	観光タクシー※注	食事or観光(無料・有料問わず)		※観光タクシーが旅行会社手配であれば適用可
⑪	○	貸切バス	観光(無料・有料問わず)		※主に教育旅行や修学旅行のケース
⑫	○	貸切バス	道の駅のみ		※道の駅も観光施設として適用可
⑬	×	貸切バス	駐車場代/有料道路代のみ		※交通機関のみの日帰りは適用不可
⑭	×	バスツアー(車窓のみ)			

4. 「新うどん県泊まってかがわ割」のスキームについて



※1・・・旅行者に対し、1人泊・回あたりの旅行代金が4000円以上の場合は2,000円分のクーポン券を発行し、2,000円以上4,000円未満の場合は1,000円分、旅行代金が2,000円未満の場合は配付されません。

【新かがわ割申込に必要な書類】

◆宿泊利用者確認書及び個人情報同意確認書

◆在住証明書

本人確認に必要な書類は、氏名及び住所が確認できる書類とし、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等と致します。

ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。

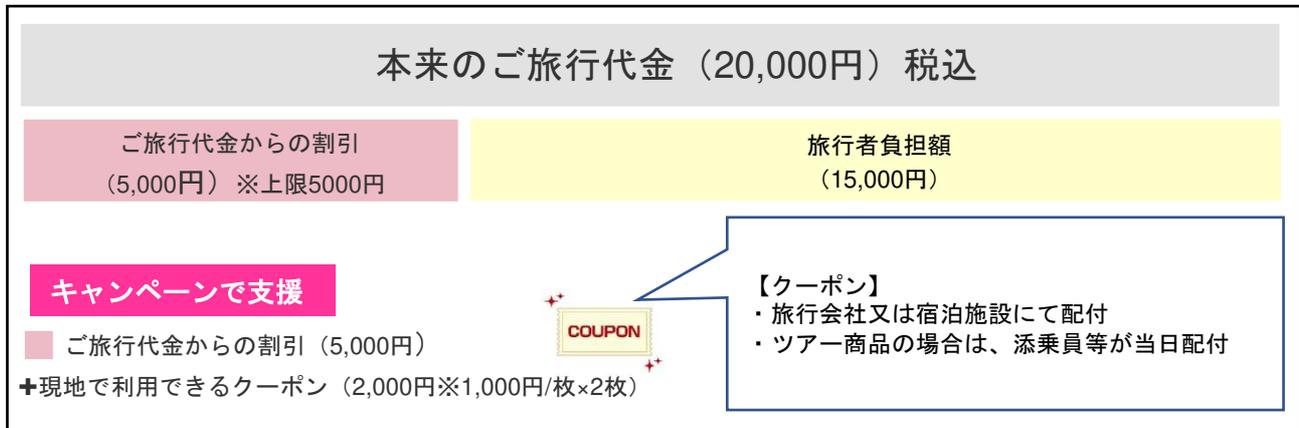
①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等

②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

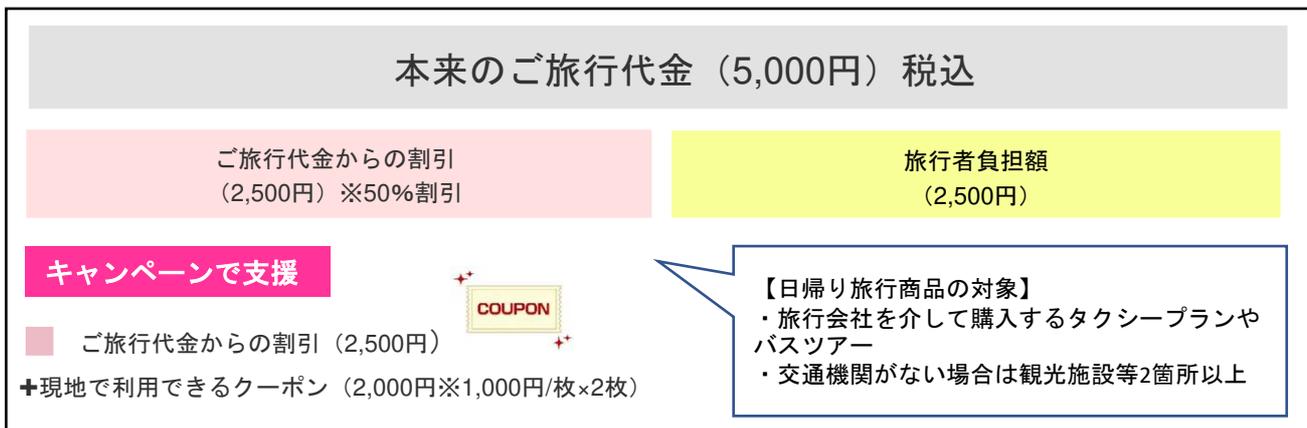
家族の場合は子供の健康保険証と親（法定代理人）の本人確認書類（運転免許証、旅券（パスポート）等）で足りるものとします。

5. 旅行・宿泊代金の割引イメージ

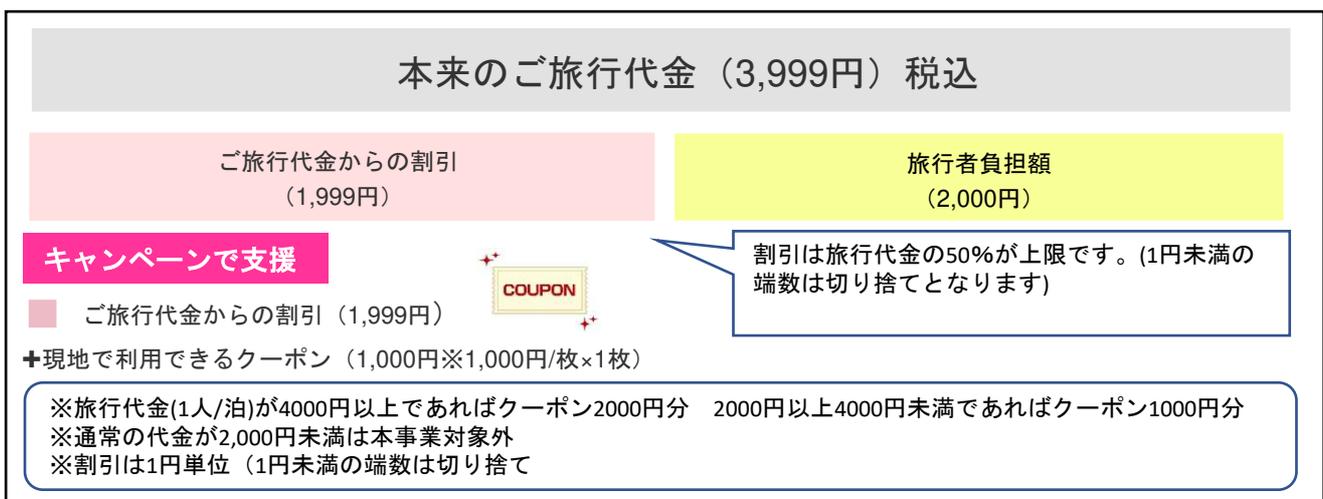
<旅行代金20,000円の場合 (1名1泊) >



<旅行代金5,000円の場合 (1名1泊) >

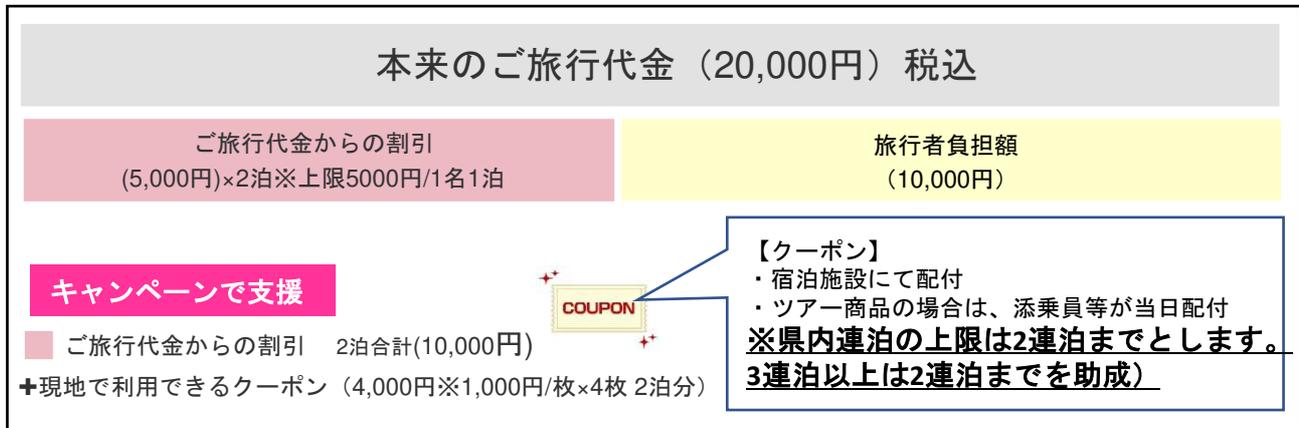


<旅行代金4,000円未満の場合 (1名1泊) >

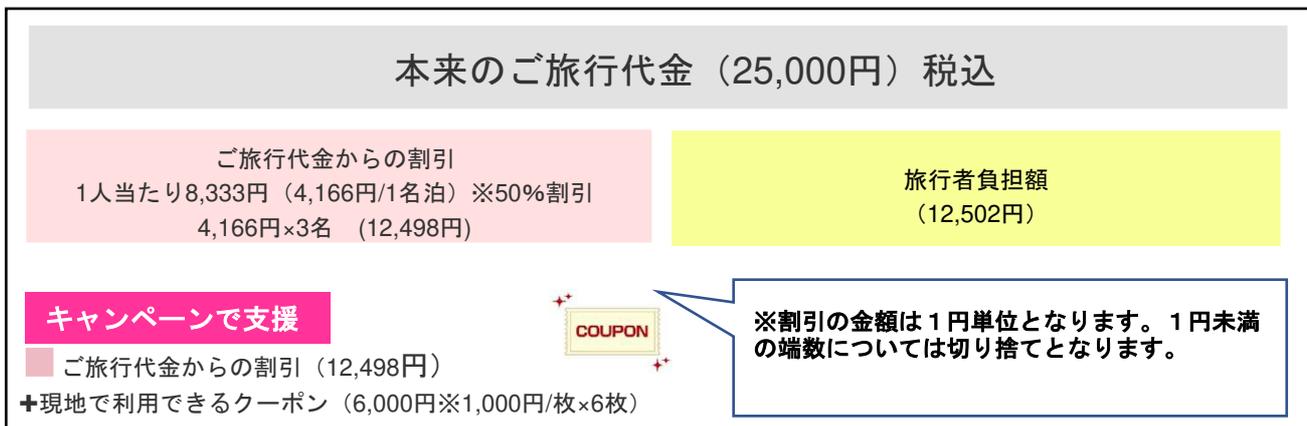


5. 旅行・宿泊代金の割引イメージ

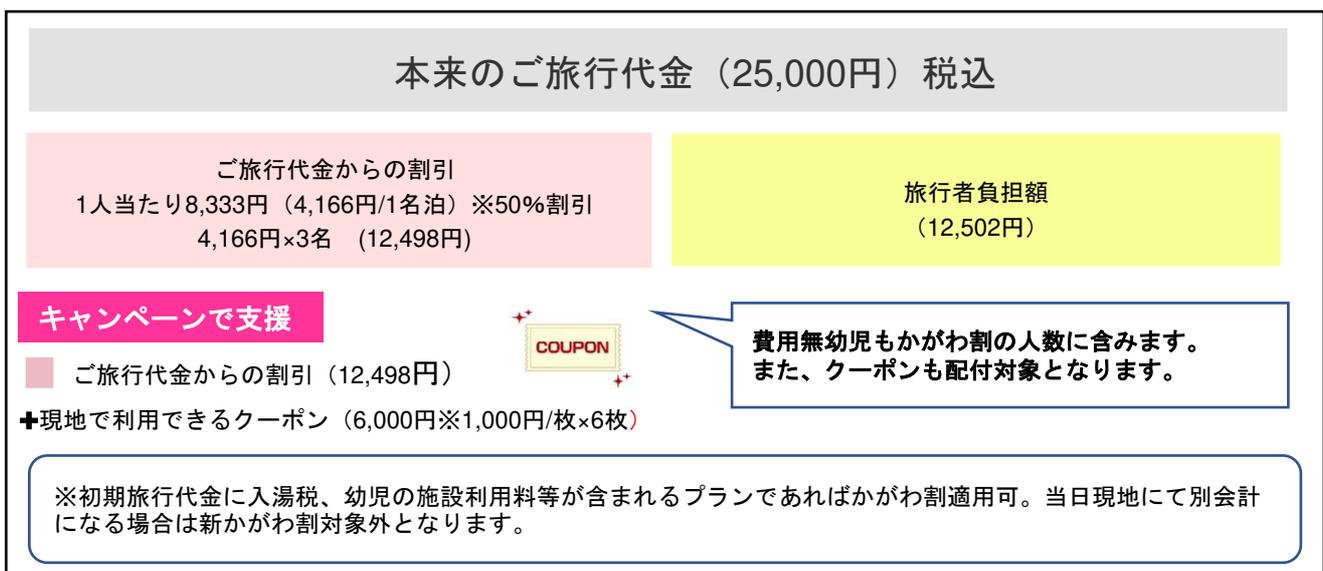
< 旅行代金20,000円 連泊の場合 (1名2泊) >



< 旅行代金総額25,000円の場合 (3名1泊 ※大人2名 小人1名) >



< 旅行代金総額25,000円の場合 (3名1泊 ※大人2名 幼児1名※費用無) >



6. 補助対象となる旅行割引プラン及び補助金額

宿泊旅行：令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)(令和4年1月1日(土)チェックアウト分)まで

日帰り旅行：令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)旅行分まで

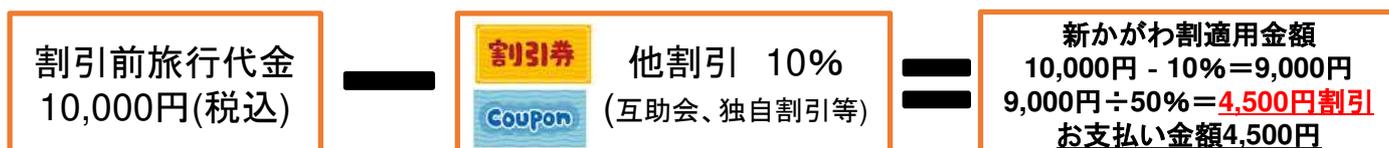
予約対象期間：令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)予約分まで

補助対象	香川県民対象の県内旅行(日帰り含む)
割引前の宿泊プランの販売額(税込) (宿泊者1人あたり)	補助金の額(税込) (割引前の宿泊プランの販売額に応じて設定) (小数点切り捨て)
10,000円以上	5,000円/人泊 クーポン枚数2枚(2000円分)
4,000円～10,000円未満	50%割引/人泊 クーポン枚数2枚(2000円分)
2,000円～4,000円未満	50%割引/人泊 クーポン枚数1枚(1000円分)
2,000円未満	本事業割引対象外

《本事業以外の割引と併用する場合》

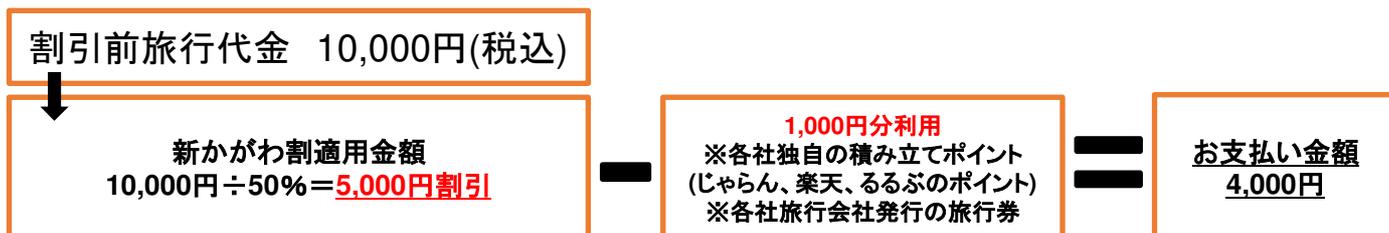
他割引の併用時は他割引適用後の金額に対して適用となります。

その他宿泊券や、各旅行代理店のポイント等はお金と同じ扱いとなるので、本事業を含む全ての割引の最後に支払い方法としてご利用ください。



《各社独自の積み立てポイント等の場合》

各社独自の積み立てポイント等でお支払いを希望される場合は、ポイントを差し引く前の価格で割引支援を行います。宿泊施設や旅行会社等のポイントは、精算時の支払い方法として扱います。ただし、該当予約で付与されるポイントがその予約に対しても使用できる場合は、そのポイントを差し引いた額に対して、割引支援を行います。



7. その他の注意事項等について

1. 感染拡大防止策と旅行者の居住地確認方法

(1) 旅行者の皆様をお願いする感染拡大防止策等

- 1 普段から接している家族や仲間とご旅行ください。
- 2 マスクの着用、手指の消毒、3密の回避など、基本的な感染症対策を徹底してください。
- 3 発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、旅行を控えてください。
- 4 特に飲食の場では、次の点を守ってください。
 - ・可能な範囲で時間を短縮するようお願いいたします。
 - ・会話が主となる場合には、できる限りマスクの着用を励行する等飛沫感染の防止に努めてください。
 - ・飲酒の場などでの、「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いいたします。
- 5 旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、
宿泊施設近隣の医療機関等の指導に従ってください。
- 6 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施してください。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もご遠慮ください。
- 7 宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件になっています。
- 8 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。実施する場合には、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切なご旅行を行ってください。

(2) 本事業における旅行者の居住地確認方法

旅行会社、宿泊施設等において、運転免許証等の本人確認書類による旅行者の居住地確認をさせていた

だきますので、ご協力をお願いいたします。

また、旅行者又は同行者が県外在住者であることが判明した際には、その者は本事業の割引支援の対象外となります。

※観光庁から、代表者のみならず、同行者の居住地の確認も必要であると通知されています

9. Q&A～旅行者用～

Q：質問	A：回答
Q1新うどん県泊まっかがわ割キャンペーンの割引を受けるにはどのような手続きが必要ですか。	本事業では、参画宿泊施設や旅行会社の販売するキャンペーン対象商品について、代金の割引を受けることができます。 具体的な対象商品については、直接参画施設等にお問い合わせのうえ、お申し込みください。（参画宿泊施設・旅行会社ごとの予算枠に達し次第終了となりますので、割引適用とならない場合があります）
【NEW】 Q2日帰り旅行も対象と聞きましたが、日帰りのドライブでも割引を受けられますか。	日帰り旅行については、参画旅行代理店で観光地や食事施設の手配を行う場合、観光地又は観光施設や食事施設など2箇所以上（うち1箇所は観光地又は観光施設を含む）に立ち寄る商品については、運送サービスの手配を含まないものも可となります。
Q3キャンプ場は本事業の対象となりますか。	参画施設として参加しているキャンプ場でロッジ等を利用する場合は対象となります。詳しくは各キャンプ場へお問い合わせください。
Q4旅行代金、宿泊代金の最大50%割引（上限5,000円）とのことですが、割引の金額は1円単位ですか。	割引の金額は1円単位となります。1円未満の端数については切り捨てとなります。
Q5県外在住の友人と旅行予定ですが、県外在住の友人も対象となりますか。	県内在住の方のみキャンペーンの対象となるため、県内在住の方と同行する場合であっても、県外在住の方は対象となりません。なお、割引を適用する旅行者全員に対して、運転免許証等の本人確認書類により居住地確認を行うこととしています。居住地が確認できない場合は、本事業の適用外となります。
Q6教育旅行において、県内在住の児童及び生徒と県外在住の児童及び生徒が混在しています。キャンペーンの対象となるのは、県内在住の児童及び生徒のみですか。	香川県内に所在する学校が実施する教育旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの郊外で行う活動を含む。）については、その学校の所在地を、参加する児童及び生徒の居住地として取り扱うこととしており、その場合には、県外在住の児童及び生徒もキャンペーンの対象となります。
Q7バンガローやコテージの1棟貸しの施設への宿泊を予定していますが、新かがわ割の割引額の計算はどのようになりますか。	宿泊代金を宿泊人数で割り、1人当たりの宿泊代金に対して新かがわ割割引支援を適用してください。 （例） 1棟、1泊につき12,000円(税込)のバンガローに大人3名で宿泊した場合 宿泊代金を宿泊人数と泊数で割って、 1人当たり宿泊代金は12,000円÷3名÷1泊＝4,000円 4,000円に対し新かがわ割の50%割引を適用し、 1人当たりの代金割引額は2,000円 お客様1人当たりのお支払いは、4,000円－2,000円＝2,000円 3人総額で6,000円となります。 ※この場合、新かがわ割クーポンを3セット(6,000円分)受け取ることができます。
Q8各旅行会社が発行する旅行ギフト券との併用は可能ですか。	宿泊施設でギフト券の取扱が可能であれば、併用は可能です。

9. Q&A～旅行者用～

<p>Q9インターネットの予約サイトポイントや他のキャンペーンで配付されるクーポンとの併用は可能ですか。併用可能な場合、割引額は、ポイントやクーポン等での割引後の金額と割引前の金額のどちらをもとに算出しますか。</p>	<p>併用可能です。OTAのポイント利用や、金券(旅行券)の場合は新かがわ割後の金額に対して利用となります。(例1) その他割引(クーポン、独自キャンペーン、互助会利用等)は、元となる旅行代金に適用し、その後新かがわ割を行います。</p> <p>(例1) インターネット予約サイトのポイントを利用した場合 1泊10,000円(税込)の宿泊施設を予約サイトから予約し、ポイントを5,000円分使用し、残りの5,000円を宿泊施設で現地払いする場合 新かがわ割キャンペーンの割引額：10,000円×50%=5,000円</p> <p>(例2) 互助会等を使用し、宿泊費に充当する場合 1泊10,000円(税込)の宿泊施設を予約し、互助会等の割引(5,000円分)を宿泊費に充当し、残りの5,000円を支払う場合 新かがわ割キャンペーンの割引額：(10,000円-5,000円)×50%=2,500円</p>
<p>Q10 かがわ割と他の割引の併用に関して教えてください。</p>	<p><本事業以外の割引と併用する場合> 他の割引適用後の金額より、計算し、本事業の割引支援を行ってください。 <各社独自の積み立てポイント等でお支払された場合> ポイントを差し引く前の価格で割引支援を行ってください。ただし、当該予約で付与されるポイントがその予約に対しても使用できる場合は、そのポイントを差し引いた額に対し、割引支援を行ってください。</p>
<p>Q11 「新かがわ割クーポン」は、宿泊代金の支払に使えますか。</p>	<p>宿泊代金には利用できません。 土産物店、飲食店などのクーポン取扱店舗でご利用ください。 なお、クーポン取扱店舗は随時参画申込みを受付けています。宿泊施設内にある土産物店やレストランがクーポン取扱店舗に登録されれば、クーポンを宿泊施設内で利用することができます。 Go To トラベルの地域共通クーポン取扱店舗を対象としております。</p>
<p>Q15 クーポンはどこで受け取ることができますか。</p>	<p>宿泊施設でのチェックイン時や旅行会社の窓口等で受け取ることとなります。詳しくは各宿泊施設、旅行会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q16 香川県在住ですが、運転免許証の住所変更を行っていない場合、かがわ割は対象となりますか。</p>	<p>本人確認に必要な書類は、氏名及び住所が確認できる書類とし、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等と致します。</p> <p>ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。</p> <p>①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等 ②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等</p> <p>家族の場合は子供の健康保険証と親(法定代理人)の本人確認書類(運転免許証、旅券(パスポート)等)で足りるものとします。</p>

新かがわ割クーポン対象外一覧

区分	事例
行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ○社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等) ○宝くじ(当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)に基づくもの)、スポーツ振興くじ(スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律第 63 号)に基づくもの) ○その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等) <p>※ ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象</p>
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○電気・ガス・水道・電話料金等 ○NHK放送受信料 ○不動産賃料 ○駐車場の月極・定期利用料 <p>※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等)
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ○金券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等) ○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ○金融商品(預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○新かがわ割クーポンの利用エリア内でサービスが完結しないもの(旅行者が利用エリア外に出なければ可(宅配等の配送サービスは対象)) ○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ○授業料、入学検定料、入学金等 <p>※アクティビティのガイド料等は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金 ○既存の債務の弁済 ○各種サービスのキャンセル料 ○電子商取引 ○無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ○公序良俗に反するもの ○社会通念上不相当とされるもの ○その他各取扱店舗が指定するもの

第2稿で改定になる修正点（10月7日時点）

- 1, マニュアルP2 予約対象期間延長の修正
- 2, マニュアルP3 クーポンの有効期間の特別対応終了について
- 3, マニュアルP3 日帰り商品の一部適用拡大について